

猪名川部会
座長米山俊直様

平成13年9月10日
環境にやさしい街づくり推進会
(環境川西街づくり協議会)
会長管野



質問書

弊会平成13年8月7日の第四回猪名川部会を傍聴させて頂いた団体であります。当日傍聴者としての発言の中でお話した通り、私達は旧建設省と協定書を結び、約20年間、協議／工事を繰り返しており、今現在も協議中であります。もちろん私達もこの協定締結時より貴会の委員の皆様方と考え方、目的は異ならず、旧建設省の姿勢（整備計画の決定手順、工法）については当時より大きな疑問と不信を抱いてまいりました。

以上の様な状況下で第四回猪名川部会の開催を聞きつけ、傍聴しました結果、下記の如く疑問が生じましたので貴職の誠意あるご回答をお待ちします。

I・淀川流域委員会、猪名川部会設立について

1. 委員の選出について

- 1) 委員の推薦母体はどのような所だったのか？
- 2) 委員の選出規準はどのような条件であったのか？
- 3) 推薦方法は民主的になされたのか（委員は公募されたのか？自主的な応募で選出されたメンバーは存在するのか？）

2. 貴会の法的位置づけについて

- 1) 貴会でまとめたご意見が国土交通省又は猪名川工事事務所にわたった時、それは彼らの整備計画に対してどのような拘束力、強制力があるのか？
- 2) 貴会の設立は時期的に見て、俗に言う竹下派支配下で族議員が牛耳っていた旧建設省の時に、彼らの発想で着手された委員会であると想定します。当時政府は無数の私的諮問委員会、部会を設け、いずれの委員会、部会にも一流の学者、知識人、財界人がその責任者に据えられました。結果は提出された諮問内容はほとんど実行されず、膨大な税金とエネルギーが無駄に費やされ、単なるガス抜きに使われてきたとしか考えられません。碩学の貴職はもちろんこのような状況をよくご承知の上でこのたびの委員会委員、座長をお引受けになられた事と存じますが、着任されます時上記の点について国土交通省猪名川工事事務所とどの様な約束をされたのか。平成9年に改正された新整備計画書の趣旨を充分反映して行く為には、貴職と当局の間でこの点が最も大切な部分であると思われますので、できるだけ詳しく教えて下さいますようお願いします。

3. 処遇について

- 1) 委員並びに学術研究者に対して何らかの報酬又は研究費の支給が在るのでしょうか？

II. 流域委員会規約について

1. 目的について

- ・「関係住民の意思の反映方法について（委員会が）意見を述べる....」にとどまっているという事は、国土交通省は従来と何らその姿勢は変わっておらず、今まで通り、都合のよい部分だけを「つまり食い」するだけで積極的に関係住民の意見、知恵を採用する姿勢は全く読み取れません。
- ・しかしながら貴職事務局より頂いた「淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース創刊1号（2001年6月）の1ページ「第一回猪名川部会（2001年5月23日開催）速報」を拝読致しますと、まさに視野の広いこれぞ学者にふさわしい部会長のご提言であると感服した次第であります。私達はこのご提言と「目的の内容」とのギャップをどのように理解すれば良いのでしょうか。

III. 第四回猪名川部会に出席して感じた事に関して

1. 委員の熱意について

- 1) 当日4名の委員が大幅に遅刻されました。しかもそのうち2名は前回も欠席されています。このような熱意の無い委員を通して、地元住民の意見が反映されるでしょうか？

2. 会議運営について

- 1) 当日マスコミ関係者の席にはどなたも座っておられませんでした。事前に各社へ通知を出しておられたのか？その方法は適切なものであったのか？それとも部会が軽く見られ「従来通りのガス抜き機関に過ぎないので新規性は想定出来ないので行っても無駄」と思われたのか？
- 2) 委員会なので委員の発言時間をたっぷり取られるのは当たり前ですが傍聴者が約60名も出席され、60名全員で10分前後の発言時間では何一つ纏まった発言は出来かねます。「犬の遠吠え」程度に聞く時間を取りられたのではなく意味がなく、今後改善をして頂きたいがどうか？（公平性に欠けると思われます）
- 3) 当日私達3名が傍聴者として発言の機会を得、当会の事務局長が猪名川工事事務所との長い交渉経緯並びに現在進めている「川西嵐山計画」について説明下さい、貴職はご熱心にメモを取りられその時「今後はその様な流域の団体さん（委員会に入っていない）の人たちと話し合う機会を持ちたい...」とのコメントでしたが、何時どの様な形で会を持って頂けるのでしょうか？

IV. 「川西嵐山計画」の認知度について

1. この地元計画を知られた時期について

- 1) 貴職はいつ誰からこの計画について知らされましたか？
2. この計画がこの度、どこで貴職の耳に届かずもみ消されたか、その理由について
1) 私達が第四回猪名川部会に出席する前に、川西市の関係部署の部長を通じて、猪名川工事事務所長上下氏に関係書類一式をファイルに綴じ事前に

貴職に持つていって頂いて、説明しておいて欲しいと依頼しました。川西市の部長が上下氏まで届けて趣旨を説明された事はわかっていますが、その後上下氏と貴職の間でどのように処理されたかわかりません。当日貴職は初めて聞かされるが如く私達の説明に対して耳を傾け、メモを取っておられましたが上下氏のところでストップしているとしたらやはり国土交通省の姿勢は従来と変わっていないと言わざるを得ません。上下氏によくご確認の上お返事いただきたいと思います。

3. 過渡期の問題をどのように処理されるつもりでおられるのかについて

- 私達の「川西嵐山計画」は平成11年に猪名川工事事務所と文書を交わして今後具体的に検討をする事（双方で協議しながら）になっておりました。その時、文書を交わす前には猪名川工事事務所と川西市助役まで話し合いをし、工費の問題、完成後の維持費の問題についてまで話し合いが行われ、議事録までも作成して合意したものです。
- しかしながら貴会の発足は私達の約束よりかなり遅れています。私達は約束を取り付けて、三代の所長にその実行を迫り、昨年11月には国会にも陳情致しました。現在の問題点は下記の通りです。

1. 猪名川工事事務所長上下氏の考え方

- ・その後上下所長が着任されると前後して、貴会の発足を知り、上下氏には「後で発足した貴会とは関係なく協議を続ける」のが筋であると約半年間に亘り言い続けてまいりましたが一向にラチがあかず、「猪名川部会の結論が出てからその結論に従って話したい...」の一点張りであります。

2. 弊会の主張

- ・私達は約束が出来てから既に3年近くも放置されており、お役人がよく使う手「難しい事は先送りしてウヤムヤに...」には絶対に乗れません。

3. 弊会の提案

- ・猪名川工事事務所の立場も勘案して現在私達は「貴会と、私達の取り付けていける約束」との整合性をつける為に「嵐山計画の協議の仕方について」下記の様に提案します。
 - 1) 弊会と猪名川工事事務所は早急に協議を再開する。
 - 2) 弊会の提案内容が貴会の目指す趣旨と異なる場合は貴会のアドバイスを受けるなり地元案の修正に応ずる。
 - 3) 必要な時は貴会、工事事務所と弊会の三者で話し合う。

以上の如く、現在猪名川工事事務所と弊会は過渡期のはざまで大変憂慮しております。貴職の基本的なお考えも弊会の目指す所も基本的には大差ないとと思われますので、どうか貴職のよろしきご指導とご高察をお願いします。

以上

提出先 淀川流域委員会 猪名川部会
国土交通省猪名川工事事務所
川西市下水道部
弊会ホームページにて公表 <http://kankyo.com>